

いじめを受けているときにしやすいサイン

家庭でチェックしてください。

- ☐ ため息をつくことが増える。
- ☐ 覇気がなく、ゆううつな表情をしている。
- ☐ 体の不調を訴える。
- ☐ 朝、なかなか起きてこなくなる。
- ☐ 準備に時間がかかり、なかなか登校しない。
- ☐ 家にいる時間が増え、部屋に閉じこもりがちになる。
- ☐ 学校や友達の話をしなくなる。
- ☐ 家族にあたることが増える。
- ☐ 友達関係が変わる。
- ☐ 携帯のメール等の内容を気にするようになる。
- ☐ 金銭を頻繁にせびったり、持ち出したりする。
- ☐ 持ち物が、なくなったりこわれたりする。
- ☐ 学習意欲が低下する。
- ☐ 成績が急に下がる。



子どもがいじめを受けたりいじめをしたりしていたら

- 子どもからしっかりと聞き取りを行い、まずは、学校に相談しましょう。
- 下記の相談機関に相談を行うこともできます。

お子さんのことでお悩みの方はお気軽にご相談ください。

○学校には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、心の教室相談員などの配置や派遣があります。悩み事があったら学校にご相談ください。

【学校以外の相談機関一覧】

名 称	対 応 時 間	電 話 番 号
24時間子供SOSダイヤル (文部科学省・都道府県教育委員会)	24時間	☎0120-0-78310
こどもの人権110番(法務局)	8:30~17:15(平日のみ)	☎0120-007-110
ヤングテレホン(県警察本部少年課)	9:00~17:45(平日のみ)	☎0120-786-714
新型コロナウイルス感染症関連人権相談窓口	9:00~17:45(祝日、振替休日、年末年始を除く) *水曜日は20:00まで	☎095-894-3184
佐世保テレホン児童相談室 (佐世保こども・女性・障害者支援センター)	9:00~17:00(平日のみ)	☎23-1117
佐世保市青少年教育センター	8:30~17:15(平日のみ)	☎22-0781
佐世保市教育委員会学校教育部学校教育課	8:30~17:15(平日のみ)	☎24-1111
佐世保市教育センター	8:30~17:15(平日のみ)	☎76-7331
佐世保市子ども子育て応援センター	8:30~17:15(平日のみ)	☎25-9705

いじめは
絶対に見逃さない！

～子どもの心が見えますか？～



- 「いじめはどの子どもにも起こりうる」と考えましょう。
- 意図していないいじめを子どもがしていないか考えましょう。
- 子どもたちが出すサインを見逃さず、いち早くいじめの実態を把握しましょう。
- 「いじめは人間として決して許されない行為である」と子どもたちに教えましょう。
- いじめられている子どもは徹底して守りましょう。
- いじめる子どもに対しては正しく指導しましょう。

佐世保市教育委員会

いじめとは・・・

子ども（児童生徒）が、一定の人間関係（同じ学校、部活動、塾やスポーツクラブ等で何らかの人間関係がある）にある子どもに対し、心理的（冷やかし、からかい・悪口・いやなことを言う、きつい言い方をする、仲間外し、集団による無視、インターネットで誹謗中傷するなど）、物理的（わざとぶつかる、遊ぶふりをしてたたく、物を隠したり壊したりするなど）な行為をすることによって、その対象となった子どもがいじめをされたり、苦しんだり傷ついたりすること。

社会で許されない行為は学校でも許されません！ ～ダメなことはダメと大人が教えましょう！～

＜刑罰法規に触れる行為＞（例）

○殴る・蹴る等の暴力→暴行罪（刑法第208条）

○暴力行為によって怪我をさせる→傷害罪（刑法第204条）

○所持品を壊す、隠す→器物損壊罪（刑法第261条）

○所持品を盗む→窃盗罪（刑法第235条）

○嫌がることを脅しや暴力で無理強いする→強要罪（刑法第223条）

○暴力や脅しを使って、お金を出させる→恐喝罪（刑法第249条）

○悪口を言う、ケータイやパソコンでの誹謗中傷→名誉毀損罪（刑法第230条）、侮辱罪（刑法第231条）

＊SNSへの書き込み等は、一度してしまうと、一斉に、しかも多人数に読まれるうえ、削除しても残るものです。場合によっては「いじめ」「名誉毀損」「個人情報の流出」などに繋がります。



「ネットの正しい使い方を理解させましょう」

インターネットは、学習やコミュニケーションの手段として非常に便利なものです。

しかし、ネットを使った誹謗中傷やいじめが、子どもだけでなく、社会的にも問題になっています。ネットはあくまでも手段であり、使う人によって、自分の世界を広げるものにも、人の心を傷つけるものにもなります。

インターネットを利用する際のルールを作るなど、正しい使い方について親子で話をして、「我が家のルール」を作りましょう。



「新型コロナウイルス感染症を理由とする いじめや偏見、差別は許されません。」

新型コロナウイルス感染症は誰でも感染する病気です。感染した人が悪いということは絶対にありません。

また、ワクチン接種やマスク着用をはじめ、予防の取組については、個人の健康状態及び保護者の判断によりされるものであり、その判断を尊重し、取組をしている、していないとの理由で差別やいじめをすることは絶対にあってはなりません。

新型コロナウイルスを理由としたいじめや偏見、差別は絶対にやめましょう。



「あなたが大切」と子どもに語りかけましょう！

子どもたちが、自信をもって、輝かしい未来に向かって歩いていけるよう、子どもと語り合う時間を大切にしましょう。



家族とのふれあいを深め、 安らぎのある家庭を築きましょう！

いじめの問題は、子どもの心身の発達、生活態度、行動の仕方、ものの考え方・感じ方、心の問題、生活体験、友人関係の問題などと深いかわりがあります。

子どもたちの心の問題や生活体験と一番深くかかわっているのは家庭であり、子どもの人格形成に最も強い影響をもっているのが親です。そのため、家庭の協力はいじめ問題の解決に不可欠です。

子どもがいじめの 加害者にならないために！



【目指そうこんな子育て】

1 相手の気持ちを考えられる子どもを育てましょう。

相手の立場で物事を考えられる思いやりの心を育てましょう。自分の行っている行為が相手の立場に立つとどのように感じるのかを考えさせましょう。

2 過保護にならず子どもに忍耐力と自主性を身に付けさせましょう。

子どものためを考え、ダメなものはダメという子育てを行い、忍耐力を育みましょう。また、お手伝いや、地域行事へ積極的に参加させるなど子どもが自主的に考える活動を多く取り入れましょう。

3 温かく見守り、安らげる家庭を作りましょう。

家の外で、つらいことやきついことがあっても、家庭の中で安らげる温かい家庭を作りましょう。 ※長崎県では第3日曜日を標準として「家庭の日」に定めています。家族みんなで過ごしましょう。

4 子どもの人権を尊重した子育てをしましょう。

子どもにも人権があります。一方的に命令をするのではなく、子どもの権利を尊重しながら子育てをしていきましょう。

5 親も言動一致をめざしましょう。

子どもとの約束を守らない、気まぐれに叱って言動に一貫性がないなどは、子どもの情緒が不安定になり、他人を攻撃しやすくなるといわれています。